

学校保健法施行令／施行規則の改正について

平成 21 年 4 月 1 日に学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）が施行されることに伴い、関係政令・省令である学校保健法施行令及び学校保健法施行規則が改正され、名称も「学校保健安全法施行令」「学校保健安全法施行規則」に改称されました。

● 学校保健安全法施行令 新旧比較（一部抜粋） ●

（※ 平成 21 年 3 月 25 日公布，同年 4 月 1 日施行 下線部は変更箇所）

改正後	改正前
<p>（就学時の健康診断の時期）</p> <p>第一条 <u>学校保健安全法</u>（<u>昭和三十三年法律第五十六号</u>。以下「法」という。）<u>第十一条</u>の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第五条，第七条，第十一条，第十四条，第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては，三月前）までの間に行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず，市町村の教育委員会は，同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において，当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う<u>就学時</u>の健康診断を受けていないときは，当該就学予定者について，<u>速やかに</u>就学時の健康診断を行うものとする。</p> <p>（検査の項目）</p> <p>第二条 （略）</p>	<p>（就学時の健康診断の時期）</p> <p>第一条 <u>学校保健法</u>（以下「法」という。）<u>第四条</u>の健康診断（以下「就学時の健康診断」という。）は，学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二条の規定により学齢簿が作成された後翌学年の初めから四月前（同令第五条，第七条，第十一条，第十四条，第十五条及び第十八条の二に規定する就学に関する手続の実施に支障がない場合にあつては，三月前）までの間に行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず，市町村の教育委員会は，同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに就学予定者（学校教育法施行令第五条第一項に規定する就学予定者をいう。以下この項において同じ。）が記載された場合において，当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う<u>就学前</u>の健康診断を受けていないときは，当該就学予定者について，<u>すみやかに</u>就学時の健康診断を行うものとする。</p> <p>（検査の項目）</p> <p>第二条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>(保護者への通知)</p> <p>第三条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たつて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を<u>法第十一条</u>に規定する者の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>(就学時健康診断票)</p> <p>第四条 （略）</p> <p><u>(保健所と連絡すべき場合)</u></p> <p>第五条 <u>法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>一 <u>法第十九条の規定による出席停止が行われた場合</u></p> <p>二 <u>法第二十条の規定による学校の休業を行った場合</u></p> <p>(出席停止の指示)</p> <p>第六条 校長は、<u>法第十九条</u>の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。</p> <p>2 出席停止の期間は、<u>感染症</u>の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。</p> <p>(出席停止の報告)</p> <p>第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。</p>	<p>(保護者への通知)</p> <p>第三条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たつて、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を<u>法第四条</u>に規定する者の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>(就学時健康診断票)</p> <p>第四条 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(出席停止の指示)</p> <p>第五条 校長は、<u>法第十二条</u>の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。</p> <p>2 出席停止の期間は、<u>伝染病</u>の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。</p> <p>(出席停止の報告)</p> <p>第六条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>(感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病)</u></p> <p><u>第八条</u> <u>法第二十四条</u>の政令で定める疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>(要保護者に準ずる程度に困窮している者)</u></p> <p><u>第九条</u> <u>法第二十四条第二号</u>の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に準ずる程度に困窮していると認める者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助の基準)</p> <p><u>第十条</u> <u>法第二十五条第一項</u>の規定による国の補助は、<u>法第二十四条</u>の規定による同条第一号に掲げる者に対する援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあっては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあっては第三項の規定により都道府県の教育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>(法第十七条の政令で定める疾病)</u></p> <p><u>第七条</u> <u>法第十七条</u>の政令で定める疾病は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>(法第十七条第二号の政令で定める者)</u></p> <p><u>第八条</u> <u>法第十七条第二号</u>の政令で定める者は、当該義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）に準ずる程度に困窮していると認める者 <u>(以下「準要保護者」という。)</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助の基準)</p> <p><u>第九条</u> <u>法第十八条第一項</u>の規定による国の補助は、<u>法第十七条</u>の規定による同条第一号に掲げる者に対する援助に要する経費の額の二分の一について行うものとする。ただし、小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部の別により、文部科学大臣が毎年度定める児童及び生徒一人一疾病当たりの医療費の平均額に、都道府県に係る場合にあっては次項の規定により文部科学大臣が当該都道府県に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額、市町村に係る場合にあっては第三項の規定により都道府県の教育委員会が当該市町村に配分した児童及び生徒の被患者の延数をそれぞれ乗じて得た額の二分の一を限度とする。</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>(専修学校への準用)</u></p> <p>第十一条 第五条から第七条までの規定は、<u>法第三十二条第三項において法第十八条及び第十九条の規定を専修学校に準用する場合について準用する。</u>この場合において、<u>第五条第二項中「法第二十条」とあるのは「法第三十二条第三項において準用する法第二十条」と、</u>第六条第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは「<u>生徒</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>(法第二十条の政令で定める場合)</u></p> <p>第十条 法第二十条の政令で定める場合は、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <p>一 <u>法第十二条の規定による出席停止が行われたとき。</u></p> <p>二 <u>法第十三条の規定による学校の休業を行ったとき。</u></p> <p><u>(専修学校)</u></p> <p>第十一条 第五条、<u>第六条及び前条の規定は、専修学校に準用する。</u>この場合において、<u>第五条第一項中「幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生」とあるのは、「当該生徒」と読み替えるものとする。</u></p>

● 学校保健安全法施行規則 新旧比較（一部抜粋） ●

（※ 平成 21 年 3 月 31 日公布，同年 4 月 1 日施行 下線部は変更箇所）

改正後	改正前
<p>第一章 環境衛生検査等 <u>（環境衛生検査）</u> 第一条 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）<u>第五条の環境衛生検査は，他の法令に基づくもののほか，毎学年定期に，法第六条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。</u> <u>2 学校においては，必要があるときは，臨時に，環境衛生検査を行うものとする。</u></p> <p><u>（日常における環境衛生）</u> 第二条 学校においては，前条の環境衛生検査のほか，<u>日常的な点検を行い，環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。</u></p> <p>第二章 健康診断 第一節 就学時の健康診断 （方法及び技術的基準） 第三条 <u>法第十一条の健康診断の方法及び技術的基準は，次の各号に掲げる検査の項目につき，当該各号に定めるとおりとする。</u> 一～十 （略）</p> <p>（就学時健康診断票） 第四条 <u>学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号。以下「令」という。）第四条第一項に規定する就学時健康診断票の様式は，第一号様式とする。</u></p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第一章 健康診断 第一節 就学時の健康診断 （方法及び技術的基準） 第一条 <u>学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第四条の健康診断の方法及び技術的基準は，次の各号に掲げる検査の項目につき，当該各号に定めるとおりとする。</u> 一～十 （略）</p> <p>（就学時健康診断票） 第二条 <u>学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号。以下「令」という。）第四条第一項に規定する就学時健康診断票の様式は，第一号様式とする。</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="252 318 592 347">第二節 <u>児童生徒等</u>の健康診断</p> <p data-bbox="252 360 309 389">(時期)</p> <p data-bbox="226 403 783 651"><u>第五条</u> <u>法第十三条第一項</u>の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。</p> <p data-bbox="252 665 783 869">2 第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（<u>第六条第三項第四号</u>に該当する者に限る。）については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査行うものとする。</p> <p data-bbox="252 927 384 956">(検査の項目)</p> <p data-bbox="226 969 783 1043"><u>第六条</u> <u>法第十三条第一項</u>の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="252 1057 432 1086">一～十二 (略)</p> <p data-bbox="252 1099 357 1128">2 (略)</p> <p data-bbox="252 1142 783 1216">3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。</p> <p data-bbox="277 1229 783 1348">一 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下この条、<u>第七条第六項</u>及び<u>第十一条</u>において同じ。）の全学年</p> <p data-bbox="277 1361 783 1480">二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条及び<u>第七条第六項</u>において同じ。）の全学年</p> <p data-bbox="277 1494 783 1653">三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条及び<u>第七条第六項</u>において同じ。）及び高等専門学校<small>の第一学年</small></p> <p data-bbox="277 1666 384 1695">四 (略)</p> <p data-bbox="252 1709 357 1738">4 (略)</p>	<p data-bbox="833 318 1342 347">第二節 <u>幼児、児童、生徒及び学生</u>の健康診断</p> <p data-bbox="833 360 890 389">(時期)</p> <p data-bbox="807 403 1364 651"><u>第三条</u> <u>法第六条第一項</u>の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。</p> <p data-bbox="833 665 1364 869">2 第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（<u>第四条第三項第四号</u>に該当する者に限る。）については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査行うものとする。</p> <p data-bbox="833 927 965 956">(検査の項目)</p> <p data-bbox="807 969 1364 1043"><u>第四条</u> <u>法第六条第一項</u>の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="833 1057 1013 1086">一～十二 (略)</p> <p data-bbox="833 1099 938 1128">2 (略)</p> <p data-bbox="833 1142 1364 1216">3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。</p> <p data-bbox="858 1229 1364 1348">一 小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下この条、<u>第五条第六項</u>及び<u>第八条の二</u>において同じ。）の全学年</p> <p data-bbox="858 1361 1364 1480">二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条及び<u>第五条第六項</u>において同じ。）の全学年</p> <p data-bbox="858 1494 1364 1653">三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条及び<u>第五条第六項</u>において同じ。）及び高等専門学校<small>の第一学年</small></p> <p data-bbox="858 1666 965 1695">四 (略)</p> <p data-bbox="833 1709 938 1738">4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(方法及び技術的基準)</p> <p><u>第七条</u> <u>法第十三条第一項</u>の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、<u>第三条</u>の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、エックス線検査、尿の検査、寄生虫卵の有無の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び<u>第十一条</u>の保健調査を活用して診断に当たるものとする。</p>	<p>(方法及び技術的基準)</p> <p><u>第五条</u> <u>法第六条第一項</u>の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第九項までに定めるもののほか、<u>第一条</u>の規定（同条第十号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条四号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、エックス線検査、尿の検査、寄生虫卵の有無の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び<u>第八条の二</u>の保健調査を活用して診断に当たるものとする。</p>
<p>(健康診断票)</p> <p><u>第八条</u> 学校においては、<u>法第十三条第一項</u>の健康診断を行ったときは、<u>児童生徒等</u>の健康診断票を作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 校長は、<u>児童生徒等</u>が転学した場合においては、その作成に係る当該<u>児童生徒等</u>の健康診断票を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>4 <u>児童生徒等</u>の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。</p>	<p>(健康診断票)</p> <p><u>第六条</u> 学校においては、<u>法第六条第一項</u>の健康診断を行ったときは、<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>の健康診断票を作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 校長は、<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>が転学した場合においては、その作成に係る当該<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>の健康診断票を転学先の校長に送付しなければならない。</p> <p>4 <u>幼児、児童、生徒又は学生</u>の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。</p>

改正後	改正前
<p>(事後措置)</p> <p><u>第九条</u> 学校においては、<u>法第十三条第一項</u>の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、<u>法第十四条</u>の措置をとらなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特別支援学級への編入について<u>指導及び助言</u>を行うこと。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に<u>基づく</u>措置については、当該健康診断に<u>当たつた</u>学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで決定する指導区分に<u>基づいて</u>、とるものとする。</p>	<p>(事後措置)</p> <p><u>第七条</u> 学校においては、<u>法第六条第一項</u>の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、<u>法第七条</u>の措置をとらなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 特別支援学級への編入について<u>指導と助言</u>を行うこと。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に<u>基く</u>措置については、当該健康診断に<u>当つた</u>学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで決定する指導区分に<u>基いて</u>、とるものとする。</p>
<p>(臨時の健康診断)</p> <p><u>第十条</u> <u>法第十三条第二項</u>の健康診断は、次に掲げるような場合が必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。</p> <p>一 <u>感染症</u>又は食中毒の発生したとき。</p> <p>二 風水害等により<u>感染症</u>の発生のおそれのあるとき。</p> <p>三～五 （略）</p>	<p>(臨時の健康診断)</p> <p><u>第八条</u> <u>法第六条第二項</u>の健康診断は、次に掲げるような場合が必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。</p> <p>一 <u>伝染病</u>又は食中毒の発生したとき。</p> <p>二 風水害等により<u>伝染病</u>の発生のおそれのあるとき。</p> <p>三～五 （略）</p>
<p>(保健調査)</p> <p><u>第十一条</u> <u>法第十三条</u>の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たつては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ<u>児童生徒等</u>の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。</p>	<p>(保健調査)</p> <p><u>第八条の二</u> <u>法第六条</u>の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たつては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="252 318 517 344">第三節 職員の健康診断</p> <p data-bbox="252 360 309 387">(時期)</p> <p data-bbox="226 403 782 607"><u>第十二条</u> <u>法第十五条第一項</u>の健康診断の時期については、<u>第五条</u>の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月三十日までに」とあるのは、「<u>学校の設置者が定める適切な時期に</u>」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="252 667 379 694">(検査の項目)</p> <p data-bbox="226 710 782 779"><u>第十三条</u> <u>法第十五条第一項</u>の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="252 795 432 822">一～十二 (略)</p> <p data-bbox="261 837 782 907">2 妊娠中の<u>女性職員</u>においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。</p> <p data-bbox="261 922 782 1568">3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の<u>女性職員</u>その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが二十未満である職員に限る。）においては第一号の腹囲を、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。</p> <p data-bbox="300 1583 587 1610">BMI=体重(kg)/身長(m)²</p>	<p data-bbox="833 318 1098 344">第三節 職員の健康診断</p> <p data-bbox="833 360 890 387">(時期)</p> <p data-bbox="807 403 1362 607"><u>第九条</u> <u>法第八条第一項</u>の健康診断の時期については、<u>第三条</u>の規定を準用する。この場合においては、同条第一項中「六月三十日までに」とあるのは、「<u>学校の設置者が定める適切な時期に</u>」と読み替えるものとする。</p> <p data-bbox="833 667 960 694">(検査の項目)</p> <p data-bbox="807 710 1362 779"><u>第十条</u> <u>法第八条第一項</u>の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="833 795 1013 822">一～十二 (略)</p> <p data-bbox="842 837 1362 907">2 妊娠中の<u>女子職員</u>においては、前項第六号に掲げる検査の項目を除くものとする。</p> <p data-bbox="842 922 1362 1568">3 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、二十歳以上の職員においては第一号の身長を、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員、妊娠中の<u>女子職員</u>その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が二十未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが二十未満である職員に限る。）においては第一号の腹囲を、四十歳未満の職員においては第六号に掲げるものを、三十五歳未満の職員及び三十六歳以上四十歳未満の職員においては第七号から第十一号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。</p> <p data-bbox="880 1583 1168 1610">BMI=体重(kg)/身長(m)²</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="225 315 469 344">第三章 感染症の予防</p> <p data-bbox="225 356 405 385">(感染症の種類)</p> <p data-bbox="225 400 783 474">第十八条 学校において予防すべき<u>感染症</u>の種類は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="248 490 783 954">一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H五N一）」という。）</p> <p data-bbox="248 969 783 1126">二 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H五N一）を除く。）、百日咳、<u>麻疹</u>、流行性耳下腺炎、<u>風しん</u>、水痘、咽頭結膜熱及び結核</p> <p data-bbox="248 1142 783 1299">三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の<u>感染症</u></p> <p data-bbox="256 1314 783 1565">2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の<u>感染症</u>とみなす。</p>	<p data-bbox="805 315 1050 344">第二章 伝染病の予防</p> <p data-bbox="805 356 986 385">(伝染病の種類)</p> <p data-bbox="805 400 1364 474">第十九条 学校において予防すべき<u>伝染病</u>の種類は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="829 490 1364 954">一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH五N一であるものに限る。次号及び第二十条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H五N一）」という。）</p> <p data-bbox="829 969 1364 1126">二 第二種 インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H五N一）を除く。）、百日咳、<u>麻疹</u>、流行性耳下腺炎、<u>風疹</u>、水痘、咽頭結膜熱及び結核</p> <p data-bbox="829 1142 1364 1299">三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の<u>伝染病</u></p> <p data-bbox="837 1314 1364 1565">2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の<u>伝染病</u>とみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令<u>第六条第二項</u>の出席停止の期間の基準は、前条の<u>感染症</u>の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種の<u>感染症</u>にかかった者については、治療するまで。</p> <p>二 第二種の<u>感染症</u>（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において<u>感染</u>のおそれがないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>麻疹</u>にあつては、解熱した後三日を経過するまで。</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ <u>風しん</u>にあつては、<u>発しん</u>が消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあつては、すべての<u>発しん</u>が痂皮化するまで。</p> <p>ト (略)</p> <p>三 結核及び第三種の<u>感染症</u>にかかった者については、病状により学校医その他の医師において<u>感染</u>のおそれがないと認めるまで。</p> <p>四 第一種若しくは第二種の<u>感染症</u>患者のある家に居住する者又はこれらの<u>感染症</u>にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において<u>感染</u>のおそれがないと認めるまで。</p> <p>五 第一種又は第二種の<u>感染症</u>が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。</p> <p>六 第一種又は第二種の<u>感染症</u>の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。</p>	<p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第二十条 令<u>第五条第二項</u>の出席停止の期間の基準は、前条の<u>伝染病</u>の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 第一種の<u>伝染病</u>にかかった者については、治療するまで。</p> <p>二 第二種の<u>伝染病</u>（結核を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において<u>伝染</u>のおそれがないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>麻疹</u>にあつては、解熱した後三日を経過するまで。</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ <u>風疹</u>にあつては、<u>発疹</u>が消失するまで。</p> <p>ヘ 水痘にあつては、すべての<u>発疹</u>が痂皮化するまで。</p> <p>ト (略)</p> <p>三 結核及び第三種の<u>伝染病</u>にかかった者については、病状により学校医その他の医師において<u>伝染</u>のおそれがないと認めるまで。</p> <p>四 第一種若しくは第二種の<u>伝染病</u>患者のある家に居住する者又はこれらの<u>伝染病</u>にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において<u>伝染</u>のおそれがないと認めるまで。</p> <p>五 第一種又は第二種の<u>伝染病</u>が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。</p> <p>六 第一種又は第二種の<u>伝染病</u>の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。</p>

改正後	改正前
<p>(出席停止の報告事項)</p> <p><u>第二十条</u> <u>令第七条</u>の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 出席を停止させた<u>児童生徒等</u>の学年別人員数</p> <p>五 (略)</p> <p>(<u>感染症</u>の予防に関する細目)</p> <p><u>第二十一条</u> 校長は、学校内において、<u>感染症</u>にかかっており、又はかかっている<u>疑いがある児童生徒等</u>を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、<u>法第十九条</u>の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。</p> <p>2 校長は、学校内に、<u>感染症</u>のウイルスに汚染し、又は汚染した<u>疑い</u>がある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。</p> <p>3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の<u>感染症</u>が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。</p> <p>(削除)</p>	<p>(出席停止の報告事項)</p> <p><u>第二十一条</u> <u>令第六条</u>の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 出席を停止させた<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>の学年別人員数</p> <p>五 (略)</p> <p>(<u>伝染病</u>の予防に関する細目)</p> <p><u>第二十二条</u> 校長は、学校内において、<u>伝染病</u>にかかっており、又はかかっている<u>疑いがある幼児、児童、生徒又は学生</u>を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、<u>法第十二条</u>の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。</p> <p>2 校長は、学校内に、<u>伝染病</u>のウイルスに汚染し、又は汚染した<u>疑い</u>がある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。</p> <p>3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の<u>伝染病</u>が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。</p> <p><u>第二章の二 環境衛生検査及び安全点検</u></p> <p><u>第一節 環境衛生検査</u></p> <p>(<u>環境衛生検査</u>)</p> <p><u>第二十二条の二</u> <u>法第二条</u>の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期的に、次の各号に掲げる項目について行わなければならない。</p> <p>一 <u>飲料水及び水泳プールの水の水質並びに排水の状況</u></p> <p>二 <u>水道及び水泳プール（附属する施設及び設備を含む。）並びに学校給食用の施設及び設備の衛生状態並びに浄化消毒等のための設備の機能</u></p> <p>三 <u>教室その他学校における採光及び照明</u></p> <p>四 <u>教室その他学校における空気、暖房、換気方法及び騒音</u></p> <p>五 <u>その他校長が必要と認める項目</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>2 前項各号に掲げる検査の項目のうち、第四号に掲げるものは、地域の実情等に応じ検査の項目から除くことができる。</u></p> <p><u>3 学校においては、必要があるときは、臨時に、環境衛生検査を行うものとする。</u></p> <p><u>(事後措置)</u></p> <p><u>第二十二条の三 学校においては、前条の環境衛生検査を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じ、施設及び設備の修繕等環境衛生の維持又は改善の措置を講じなければならない。</u></p>
(削除)	<p><u>(日常における環境衛生)</u></p> <p><u>第二十二条の四 学校においては、前二条に定める措置をとるほか、常に、教室等の清潔の保持に努めるとともに、換気、採光、照明及び保温並びに飲料水、学校給食用の食品及び器具、ごみ処理場、便所等の衛生管理を適切に行い、環境衛生の維持又は改善を図らなければならない。</u></p>
(削除)	<p><u>第二節 安全点検</u></p> <p><u>(安全点検)</u></p> <p><u>第二十二条の五 法第二条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。</u></p> <p><u>2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>(事後措置)</u></p> <p><u>第二十二条の六 学校においては、前条の安全点検を行ったときは、その結果に基づき、必要に応じて危険箇所の明示、施設及び設備の修繕等危険を防止するための措置を講じなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p><u>第四章</u> 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則</p> <p>(学校医の職務執行の準則)</p> <p><u>第二十二條</u> 学校医の職務執行の準則は，次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>学校保健計画及び学校安全計画の立案に参与すること。</u></p> <p>二 <u>学校の環境衛生の維持及び改善に関し，学校薬剤師と協力して，必要な指導及び助言を行うこと。</u></p> <p><u>三 法第八条の健康相談に従事すること。</u></p> <p><u>四 法第九条の保健指導に従事すること。</u></p> <p><u>五 法第十三条の健康診断に従事すること。</u></p> <p><u>六 法第十四条の疾病の予防処置に従事すること。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>七 法第二章第四節の感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行い，並びに学校における感染症及び食中毒の予防処置に従事すること。</u></p> <p><u>八 (略)</u></p> <p><u>九 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより，法第十一条の健康診断又は法第十五条第一項の健康診断に従事すること。</u></p> <p><u>十 (略)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(日常における環境の安全)</p> <p><u>第二十二條の七</u> 学校においては，前二條に定める措置をとるほか，常に，設備等の整理整頓に努めるとともに，危険物の除去等安全な環境の維持に配慮しなければならない。</p> <p><u>第三章</u> 学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則</p> <p>(学校医の職務執行の準則)</p> <p><u>第二十三條</u> 学校医の職務執行の準則は，次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>学校保健安全計画の立案に参与すること。</u></p> <p>二 <u>学校環境衛生の維持及び改善に関し，学校薬剤師と協力して，必要な指導と助言を行うこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>三 法第六条の健康診断に従事すること。</u></p> <p><u>四 法第七条の疾病の予防処置に従事し，及び保健指導を行うこと。</u></p> <p><u>五 法第十一条の健康相談に従事すること。</u></p> <p><u>六 法第三章の伝染病の予防に関し必要な指導と助言を行い，並びに学校における伝染病及び食中毒の予防処置に従事すること。</u></p> <p><u>七 (略)</u></p> <p><u>八 市町村の教育委員会又は学校の設置者の求めにより，法第四条の健康診断又は法第八条第一項の健康診断に従事すること。</u></p> <p><u>九 (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(学校歯科医の職務執行の準則)</p> <p><u>第二十三条</u> 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。</u></p> <p>二 <u>法第八条の健康相談に従事すること。</u></p> <p>三 <u>法第九条の保健指導に従事すること。</u></p> <p>四 <u>法第十三条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。</u></p> <p>五 <u>法第十四条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事すること。</u></p> <p>(削除)</p> <p>六 市町村の教育委員会の求めにより、<u>法第十一条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。</u></p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校歯科医の職務執行の準則)</p> <p><u>第二十四条</u> 学校歯科医の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>学校保健安全計画の立案に参加すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二 <u>法第六条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。</u></p> <p>三 <u>法第七条の疾病の予防処置のうち齲歯その他の歯疾の予防処置に従事し、及び保健指導を行うこと。</u></p> <p>四 <u>法第十一条の健康相談のうち歯に関する健康相談に従事すること。</u></p> <p>五 市町村の教育委員会の求めにより、<u>法第四条の健康診断のうち歯の検査に従事すること。</u></p> <p>六 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(学校薬剤師の職務執行の準則)</p> <p><u>第二十四条</u> 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。</u></p> <p>二 <u>第一条の環境衛生検査に従事すること。</u></p> <p>三 <u>学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。</u></p> <p>四 <u>法第八条の健康相談に従事すること。</u></p> <p>五 <u>法第九条の保健指導に従事すること。</u></p> <p>六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な<u>指導及び助言</u>を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。</p> <p>七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(学校薬剤師の職務執行の準則)</p> <p><u>第二十五条</u> 学校薬剤師の職務執行の準則は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>学校保健安全計画の立案に参加すること。</u></p> <p>二 <u>第二十二条の二の環境衛生検査に従事すること。</u></p> <p>三 <u>学校環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導と助言を行うこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>四 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な<u>指導と助言</u>を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。</p> <p>五 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第五章 国の補助 第二十五条～第二十七条 (略)</p> <p>第六章 安全点検等 <u>(安全点検)</u> 第二十八条 <u>法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。</u> 2 <u>学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。</u></p> <p><u>(日常における環境の安全)</u> 第二十九条 <u>学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。</u></p> <p>第七章 雑則 第三十条 (略)</p>	<p>第四章 国の補助 第二十六条～第二十八条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第五章 雑則 第二十九条 (略)</p>